は

لح 国

衙

兵庫教育大学第2部(社会系教育講座)

まれたのは明徳三年(一三九二)のことであった。河氏が赤松氏から「国衙眼代職」を宛行われて国衙が守護権力に組み込 が続いていた畿内・西国ではかなり遅れ、たとえば播磨では、小目代小 吸収、国衙領の守護領化のもつ重要性についてはつとに指摘されており、 比較的順調に進展したのに対して、権門による国務の管掌、国衙領領有 よれば、守護による国衙の掌握は、国衙職が守護に安堵された東国では **亦松氏、備中の細川氏などの例が明らかにされている。これらの研究に** 上野・武蔵・伊豆の山内上杉氏、越後の上杉氏、尾張の斯波氏、播磨の 南北朝・室町期の守護が分国支配を展開させていく上で、国衙機構の

件が準備されていたという意味では、 帯とされていた。つまり、守護の国衙掌握にとってきわめて有利な条 ける守護の在庁職兼帯の例としては、 収されて以来、鎌倉~室町期(建武政権期を除く)を通して守護の兼 なす税所職が、建久七年(一一九六)最有力在庁官人稲庭時定から没 う点でいわば西国型といえようが、周知のように、国衙の最も基幹を 小稿で取り上げる若狭は、権門による知行国制のもとにあったとい 若狭の他に安芸の在国司・在庁 東国型の要素もある。西国にお

を掌握し得たのか、に迫ってみたい。 した守護と国衙のかかわりをたどることによって、守護がいつ頃国衙 帯は計り知れない意義があったのである。以下では、この税所を軸と で占められたと思われる。それだけに、当該期守護にとって税所職兼 れたものは意外に少ない。この点は別に検討したことがあるが、 この鎌倉末期の「守護領」は税所領を除けば、南北朝期にまで継承さ しては豊富な研究蓄積があるものの、南北朝期以降の守護と国衙のかか 握したとされている。若狭については、鎌倉期の国衙、守護、御家人に関 すでに鎌倉末期に在庁福島氏を守護代とすることによって国衙機構を営 兄部職が著名であるが、鎌倉末期から南北朝期にかけての守護武田氏は、 にすぎなかったとみられて して命脈を保ったのは、わずかに西津荘と開発保(合計約三五町歩) のみ示せば、得宗の跡職(税所領を除く)で確実に南北朝期守護領と 税所領も含めた鎌倉末期の「守護領」は七二〇町歩を越えていた。 ただ、 奪取した結果、税所領は本来の二倍以上の約二四○町歩にも達し、この が守護(得宗)の権威を背景として、国衙の進止下にあった在庁別名を 久七年以来税所職を兼帯していたことは前述したが、鎌倉末期には税所 わりについては、ほとんど考察の対象とされていない。若狭の守護が建 南北朝期の守護領のかなりの部分は税所領

税所代海部氏と守護

表 I 南北朝・室町期の若狭守護・税所代等

(一色氏治政期まで)

門尉知国が任じられたが、れた)のが税所代である。

官人が任じられていたが、代官職が東国御家人の手に移ると在庁官人富名領主のもとには当初代官(最初は税所代)・公文が置かれ、在庁

棁所職所有者として今富名地頭職を有し、今富名領主と呼ばれた。

所に別名今富名が付属していたことはよく知られている。

は又代官となった。そしてその又代官も非在国者のものになっていく

おそらく、弘安八年(一二八五)置かれた(厳密には復活さ

正応三年(一二九〇)からは海部忠氏、つ最初の税所代は多田氏と思われる三郎左衛

				(— 6)	~::	以別は	
年 代	守	護	今 領	名主	税	所	代
一 元弘 3 (1333)							
建武元(1334)	布志	那	洞院	公賢	多	田知	直
建 氏元(1334) " 3(1336)	,	雅清	山城	兼 光			_
" 3 (1330)	斯	波	時	家			
	佐	々 フ	大 道	誉			
	斯》	斯波家兼(時家)					
	桃	井	直	常			
	大	高	重	成	سور	÷17 =1€	nc.
	斯	波	氏	頼	海	部 秀	比
	斯	波	高	経			
İ	大	高	重	成			
		(1					
	大			成			
貞和 4 (1348)							
観応元(1350)	Ш	名	時	氏	池	田藤	左
			•		1	門子	
" 2 (1351)	仁	木		覚			
	大	高	重	成			
	斯	波	家	兼			
文和 3 (1354)	細	Ш		氏			
	石	橋	和	義			
貞治 2 (1363)		5.1.		175			
	斯	波	義	種	海	部忠	泰
" 3 (1364)			<u></u>	•			
" 5 (1366)			山安	時氏			
応安 2 (1369)			шч	-9 1/4			_
" 4 (1371)	一色	一色範光		_			
			同	後家	海	部信	焘
永徳 3 (1383)			l Г.		1119	마아 10	3 0.
嘉慶元(1387)			1 1	」 名			
" 2 (1388)			修理亮		.ye ,tun _4+	<u></u>	
明徳 3 (1392)					海部泰		忠
応永10(1403)	-	色	詮	範	<u> </u>		11:
" 13(1406)	! —	色	満		1	所忠	俊
" 16(1409)	Į.				(3	そ倍)	
" 27(1420)		色	義	範			
永享6 (1434)		_	374	70	 -		
" 12(1440)						(某))
	J				L		

- 注 (1) 守護の考証は佐藤進一『室町幕府守護制度 の研究』上(東京大学出版会、1967年)に 拠る(仁木義覚は松浦氏注13論文参照)。
 - (2) 今富名領主・税所代は「若狭国税所今富名 領主代々次第」に拠る(税所代某は留守所 下文<オー128,ノー214>の花押より判断)。
 - 下文<オー128,ノー214>の花押より判断)。 (3) 今富名代官・同又代官は割愛したが、それぞれ守護代・小守護代の兼務が多い。

てはまったく不明である。 あらわし、 氏が池田、倉見、 海部忠氏が同一人である可能性も指摘されている。 在庁官人多田氏と婚姻関係を結んでいたことを明らかにされるととも 税所代を世襲したのである。 四〇三)までの、 に示したように、 いでその子秀氏が在職して幕府滅亡を迎えている。 海部忠氏が税所代になる前の今富名又代官池田忠氏、倉見忠氏と 彼は族的結合を有する在庁官人の中で、 国衙における地歩を固めたことになるが、 海部氏が、一時空白期はあるものの、 多田氏らと同様、 実に一世紀以上もの間、忠氏以来五代にもわたって 海部氏について網野善彦氏は、 在庁官人であったことはほぼ間違 鎌倉末期から頭角を いずれにせよ海部 そのあとは、 その経緯につ 鎌倉期に

氏を解任して同じ在庁官人と思われる池田氏に替えたのは、税所のよ かがえる。しかし、そうした国衙における海部氏の地位は、そのまま 国衙における海部氏の地位はすでにゆるぎないものであったことがう のもとで海部秀氏の子と思われる忠泰が税所代に復帰した。さらに自 の観応の擾乱で失脚したため頓挫し、文和三年(一三五四)細川清氏 り直接的掌握を目指した措置であろう。このもくろみは、山名が翌年 は確実に強化されていった。観応元年(一三五〇)山名時氏が海部秀 関係が仮にあったとしても、さ程長くは続かず、守護による税所支配 そこで、海部氏の地位とは別の視点から、守護権力と国衙との関係を 免権はあくまで税所職所有者(今富名領主)たる守護の手中にあった。 いのであって、山名がかつて海部秀氏を改替したように、税所代の任 国衙の守護権力に対する自立性の強さを意味するものではもちろんな 主に返り咲いた時、忠泰の在職をそのまま追認しているところから、 治三年(一三六四)、かつて海部秀氏を解任した山名時氏が今富名領 ている。しかし、そのような、いわば守護の海部氏に対する寄生的な ながら国衙(税所)の掌握を図らなければならなかったことを示唆し 特に在職期間の短い南北朝初期の歴代守護は、海部氏の実力に依存し て維持されたことを示すものに他ならないが、守護との関係でいえば、 さて表Ⅰは、 国衙における海部氏の卓越した地位が南北朝期を通し

- 税所職兼帯期の守護と国衙

探ってみる必要がある。

をみていきとい。 れまでの、守護が税所職を兼帯していた時期の守護と国衙のかかわり領有した二八年間については次節で検討することとし、以下では、そ名領主となり、守護と今富名領主が分離する。山名氏が税所今富名を前掲表Iにあるように、貞治三年からは守護ではない山名氏が今富

関料A』(は−一四○)

「若狭小目代状案 一河内崎井落間事」

候、是非之様分明承候者、可令存知候、恐々謹言、依御口入、于今無沙汰候之間、自正員方被申子細候之間、重令申召給彼禅勝、可糺明候、若猶無御承引候者、可仰上裁候、此事併左右候、何様事候哉、所詮為寺家御沙汰、御勘量難儀候者、不日太良保公文禅勝切落河内崎井之由事、度々雖令申候、分明不承御

上 多賀法橋御房八月十五日

沙彌定勝

判

とがうかがわれる。さて、ここにいう「河内崎井」は、年欠六月日太 ているので、この訴訟は定勝よりももっと上位者にまで達していたこ れていながらも、国衙が税所領の紛争処理に独自の機能を発揮し得て 護がかかわった形跡はうかがえない。つまり、税所職を守護に掌握さ わば伝統的な国衙の秩序に沿って処理されようとしており、そこに守 時の提訴が、今富名百姓→税所→小目代→目代(→国司)という、い のであることはほぼ間違いない。とすれば、税所領の権益が侵された 文書の年代は確定し難いものの、少なくとも守護の税所職兼帯期のも 名の百姓だったのであり、禅勝を告訴したのも彼らに違いない。この 用水であったことが知られる。すなわち、禅勝の行為の被害者は今富 税所今富之役ニ被立處是先例也」と見えるところから、本来今富名の 良荘百姓等申状(オーニ三六)に「右彼之井(河内崎井)者、自往古 は後半で「正員方」(目代、又は国司カ)の指示があったことを述べ ることを示唆しながら、改めて処置を求めたものである。 されたため、場合によっては禅勝喚問や院への提訴の可能性もあり得 関して、国衙小目代定勝が東寺側に善処を求めたにもかかわらず無視 これは、 「太良保」公文禅勝が「河内崎井」を切り落としたことに なお、定勝

いたことを物語るものといえよう。

若狭国雑掌頼賢申初任検注事

之所致歟、然則於彼検注者、 衛門大夫入道禅光等去九月十八日・同廿一日請文者、任被仰下之 院宣、雑掌就訴申尋下之処、如美作左近大夫将監貞泰・田河左右検注者、為平均役之処、山西郷地頭山西三郎次郎対捍之由、帯 旨雖相触候、不及散状云々起請詞者、背度々催促不参之条、 任先例可遵行之状、下知如件、

左兵衛督源朝臣 (花押影)貞和元年十一月十七日

せざるを得ないのである。 守護権力が初任検注徴集に介在するには至っていなかったものと想定 下達されているのと比べる時、貞和元年(一三四五)の若狭ではまだ 宝院門跡への納入命令が、幕府(管領)→守護→守護代→小守護代と ば応永三十四年(一四二七)の尾張の初任検注に際して、知行国主三 この問題を処理しようとしているのが注目される。すなわち、たとえ 主)のもとで処理されていたようである。特に、幕府が両使を使って いたと思われる初任検注(銭)徴集において、税所職所有者たる守護 対捍したため、国司側がこれを幕府に訴え、幕府は本郷・田河を両使 これによれば、山西郷(山門領)地頭山西三郎次郎が国司初任検注を (大高重成)がかかわった様子は看取し得ず、あくまで国司(知行国 に任じて地頭の召喚を図っている。ここでも、税所が当然かかわって

秀氏の解任を断行しているように、税所に対する守護の支配は確実に るが、しかし、先にふれたごとく、大高の次の守護山名が税所代海部 独自の機能をもちながら自立性を保持していたことを物語るものであ 以上述べた事例は、守護による税所職兼帯にもかかわらず、国衙が

> 橋和義の代の事例によって確認しておきたい。 強化されていったことも事実である。この点について、 細川清氏・石

[史料C] (し-二七B)

(追而書略)

聊不審之子細候之間、早被上候、 テ、切苻ヲ出て候ハ、是も前々沙汰たる事候て、か様に候やう□ 御状之趣委細披露了、抑役夫工米事、先々被進曆應御教書案者、 (中略)自守護方田数まて委注

(中略)

禅舜(花押)

[史料D](ッー二五八)

今月十五日御状同十七日到来、条々委細拝見了、役夫工米事度々 てハ不可叶之由候間、無力事候、既廿一日必々可乱入御使五六十 田文ニ見候歟、此間於守護方数ケ度歎申候へとも、重御奉書候ハ 文まかせて切出事にて候、不限当御庄之□、禅勝寺家進上仕候大 る中にて支證向後何を於國方之可立申候哉、次切苻事、國の大田 やくをかけたかり候之處、如此案共御不審事、返々公私歎入候、 文にてこそ、此近年於國問答仕事にて候、何も國衙方沙汰、動國 令注進了、暦應年中御教書苻案事、故預所殿執筆にて候間、

人由候、(中略)

公費

ら出されたが、②その配符には「國の大田文」に任せて「田数まて委 の点が注意をひく。すなわち、①役夫工米の配符(切符)が守護方か には、当時の役夫工米徴集の実態がよく示されているが、さし当り次 時、東寺公文禅舜と太良荘公文禅勝が交わした往復書簡である。ここ 右の両文書は、延文四年(一三五九)若狭に内宮役夫工米が課された 南北朝室町期の若狭守護と国衙

完全に守護側の手によって進められているのである。 せる構えをみせて納入を迫っている。要するに、この役夫工米徴集は 注テ」あり、③免除を訴える禅勝に対して守護方は、 再度「御奉書 が出されなければ叶わないと笑っぱね、五、六〇人の守護使を乱入さ

守護方が税所の管理する「國の大田文」に基づいて、「田数」を「委 期において、守護方が完全に主導権を握っていたのである。そして、 段銭の催徴・免除権が朝廷から幕府に移った画期については、貞治期、 発給することなどあってはならないことであった。役夫工米も含めた として、「守護使者従大使所為之間、大使退散者同可退之条勿論也 貞治六年(一三六七)五月二十三日条に、若狭田井保に対する役夫工 全な掌握下に置かれていたことになろう。 注」した配符まで発給していたとすれば、当時の税所は守護権力の完 康暦期などの説があるが、そうした催徴・免除権のありかとは関係な くまで納入を実現するための暴力装置にすぎないのであって、配符を と見えている。このように、役夫工米徴集における守護方の役割はあ 米譴責を中原家から抗議された際の守護一色氏在京奉行小江房の言葉 護使が副えられることになっていた。百瀬氏も引用された『師守記』 うに、造宮使の派遣する大使によって行われ、対捍があった場合に守 そもそも役夫工米の催徴は、百瀬今朝雄氏が明らかにされているよ 在地における催徴現場の実態は、少なくとも若狭ではすでに延文

なければならない。この点を、次の守護石橋和義の代の例で確認して 護権力に完全に組み込まれていたとすれば、これは守護方の動きとみ 部分が注目される。国役を賦課徴集するのは税所であるから、「國衙 方沙汰」とは税所の所為に他ならないが、右にみたように、税所が守 ところで、史料Dの「何も國衙方沙汰、動國役をかけたかり候」の

> [史料E](アー三一七] 「太良庄國衙事守護状案」(紫寶)

呵責可注進子細之旨、 及譴責之由寺家歎申候、 東寺領若狭國太良庄國衙年貢以下事、仁治被庄号以来無其例之處、 可被仰大平十郎左衛門尉候也、 何樣事哉、先被尋究先々例之程、令停止 謹言、

六月廿一日

[史料E](は-一三三) 敷地左衛門入道殿

橋御房御下候て御もんたう、さい所ふところひろせとのゝしき(離後##実神) (紫)病(株)所)、國やくの事より候て、ようとうはしめ五貫あまり入候、又法)、「無き) 七月二日 七月二日 (重恵年) (東京年) ちとのニ御たいめん候時も、三貫あまり入て候、御心ために由 (中略)

東寺のくもん殿

太良庄くもん

思われ、当時の税所今富名代官であった(今富次第)。直接国衙年貢 らによれば、同年六月、国衙は太良荘に「國衙年貢」(Fでは「國や 二通とも年欠ながら、関連文書から貞治元年のものとみてよい。これ が出された。Eの宛人敷地左衛門入道はFの「しきちとの」のことと 京都でもおそらく在地からの注進をうけて守護石橋に訴えた結果、E と共に「さい所ふところひろせとのゝしきちとの」と交渉する一方、 の時公文熊王丸は、おりしも若狭に下向していた所務職讃岐法橋実増郷 く」)をかけてきた。翌年三月の太良荘領家方百姓等申状(しー三二) の譴責に当っていたのは大平らしいが(E)、Fによれば、 に「可落國衙之由在之時」とあるように国衙領化の策動であるが、こ 熊王丸(花押) 熊王丸ら

纏いつつ、新たな役賦課を目指す動きとみなすことができよう。というなでいわば、税所を完全に手中にした守護権力が「國衙沙汰」という衣を実はこのような税所を掌握した守護方の活動だったのではなかろうか。進していたとみてよかろう(「ひろせとの」については不明)。前代のにある彼が「税所符所」の統括責任者としてこの「國やく」徴集を推の交渉相手になっていたのは敷地であるから、税所今富名代官の立場の交渉相手になっていたのは敷地であるから、税所今富名代官の立場

ろう。 ずに関東御家人から圧迫されてきた歴史があり、税所と他の「所」の「®」 若狭一宮遷宮式で「諸在庁」が「直垂風折」で供を務めていたりする 進状が「書生沙弥・使頭木工助」の連署で出されたり、応永二十九年 があるが、たとえば、貞和三年(一三四七)羽賀寺に対する国衙領寄 義をもつものであったかについては、にわかには判断できないところ とって税所を掌握することが国衙機構全体の掌握にとっていかなる意 税所職のみであるが、国衙にはいうまでもなく税所以外の「所」があ 応安の両度にわたり国人一揆に立ち上がっている。 倉期の国御家人(多くが在庁官人)の系譜を引く土着武士は、 在庁官人との間には深刻な対立があったのである。周知のように、鎌 威を背負った税所から多くの別名を奪取されたり、地頭職を与えられ てただちに国衙全体の掌握とみなすことはやはり差し控えるべきであ れば、たとえ税所が国衙の基幹をなすとはいえ、その掌握のみをもっ 衙機構を構成していたことをうかがわせるものではあるまいか。とす のは(守護次第)、まだ在庁官人らがそれぞれの職掌をもちながら国 国衙全体の構成、在庁官人の実態などが明らかでないために、守護に り、目代、小目代のもとに統括されていたはずである。当該期の若狭 ところで、南北朝期の若狭守護が国衙において有していた在庁職は そして何よりも若狭の在庁官人には、鎌倉末期、守護得宗の権 鎌倉初期以来、 観応・ 細

> (3) 出所に付属する別名細工保の下司職を伝領していた有力在庁官人木崎 工所に付属する別名細工保の下司職を伝領していた有力在庁官人木崎 工所に付属する別名細工保の下司職を伝領していた有力在庁官人 大中でのものであったといわざるを得ない。 は実現していなかったとみなければならない。前節で述べた はためには容易に与せず、自立性を保っていた在庁官人が少なからず 護権力には容易に与せず、自立性を保っていた在庁官人が少なからず でが、一次では、若狭国衙の政 でが、細工保は貞和五年当 にも応安の一揆で一揆方に属した一人であるが、細工保は貞和五年当 とされており。彼の在庁官 大崎三郎太郎の当知行する「在庁名」とされており。彼の在庁官 大崎三郎太郎の当知行する「在庁名」とされており。 で述べた はの本庁官人本崎

までは実現していなかったと思われる。ほぼ完全に自己の権力のうちに掌握したものの、国衙機構全体の掌握以上要するに、南北朝前半期の若狭守護は、税所職をテコに税所は

3 山名氏の税所今富名領有と守護

とって甚大な損失であった。「はじめに」でふれたように、南北朝期まず何よりも、税所領が守護領から脱落してしまうことは、守護に

(一二宮)の流鏑馬神事を、

地頭御家人役を課しながら敢行したので

山名氏の掌握するところとなったのである(後掲表Ⅱ№7・8)。る権限があった。かかる国内随一の交通の要衝に対する支配権まで、でおり、今富名領主には小浜の刀袮を通して「入船馬足料」を徴収すない。また、税所領の中核をなす今富名には周知のごとく小浜を含んの守護領の相当部分が税所領であったことから、その影響は計り知れ

のもつ仏神事興行機能をもまた失っていたことになる。 極当然のことであったといえよう。 は一二宮社務牟久氏やこれと婚姻関係をもつ在庁官人多田氏らから多 網野氏や河音氏によって指摘されているごとく、 を奪取し(大田文朱注)、常満保供僧職補任権をもっていた。すでに 倉末期に国衙の進止下にあった「国御祈祷所」に付属する別名常満保 所が守護の管轄から外れたことの意味も大きかった。税所はすでに鎌 事奉行」を務めたのは、まさにかかる税所のもつ機能からすれば、 ていた(大田文朱注)。後述するように、税所代海部信泰が「国中袖 に含められ、同寺供僧職も税所の進止下にあったし、小浜八幡宮・日(**) かった国分寺が、遅くとも文和三年(一三五四)には税所今富名の中 とが知られる。この他、鎌倉期にはまだ税所の管理下には入っていな 宮供僧職の補任や、寄進地の安堵なども今富名領主の所掌であったこ 常満保供僧職の補任が二例確認されるとともに、今富名内の竹原天満 あった。山名氏の代の税所今富名関係文書をまとめた表Ⅱによると、 宮袮宜を兼ねる者がいたように、国衙レベルの仏事興行を担う供僧で く輩出し、その常満保供僧の中には国分寺の供僧・小別当や小浜八幡 吉社・賀茂社の袮宜の進止権もすでに鎌倉末期に国衙から税所に移っ 以上述べた経済的損失もさることながら、 ところが、永和三年(一三七七)、守護 かくして、この時期の守護は税所 一色範光は八幡宮・上下宮 国衙の「所」としての税 鎌倉期の常満保供僧 至

表 II 山名氏領有下の税所今富名関係文書

(自治3年~明徳2年)

No.	日	付	発	給	人	宛	人	形式	内	容	出出	典
1	応安元.	閏6.11	右衛門駅	讨(篠	沢光永)	讃岐房	教尊	直状	常満保供僧文 補任(所令補		神宮	寺12
2	" 2.	8. 25	源 久家 左衛門駅		(海部)			奉書	税所今富領内 進畠打渡(御		羽賀	寺 7
3	永和2.	10. 26	沙弥					"	竹原天神社へ 名時氏)の寄 京都での相論	進田をめぐる	"	8
4	" 5.	2. 5	左衛門駅	寸 (海	部信泰)			"	打渡(御奉書)常満保供僧文	如此)	神宮	寺15
5	永徳 3.	10. 25	加賀守	(高木	理宗)			"	宛行(所被宛 税所今富内天 ぐる相論裁決		羽賀	寺 9
6	"	11. 6	左衛門駅	讨(海	部信泰)	当社供任	曾	"	(仍執達如件 No.5 の遵行() 去月廿五日如	"	10
7	康安元.	12. 5	左衛門佐	生(斯	波義将)	山名虎石	5	"	元被宛行上者 臨川寺領年貢 課役免除につ	の小浜津馬足	天龍	寺14
8	"	12. 27	"			山名左3 入道跡	京大夫	"		川寺領年貢に	"	15

- 注 (1) 発給人のうち、篠沢光永・高木理宗は税所今富名代官、海部信秦は税所代、斯波義将は幕府管領。
 - (2) 形式は、書止文言にはこだわらず、文中に上意を承けている旨の文言があればすべて奉書とした。
 - (3) 出典は、『福井県史』資料編9 (Na.7・8のみ『福井県史』資料編2)の文書番号を示した。

るであった、という三点である。 のであった、という三点である。 このことについては以前論じたことがあるので、ここでは、太ある。このことについては以前論じたことがあるので、 のであった、という三点である。 このことについては以前論じたことがあるので、 のであった、という三点である。

る意味をもったといえよう。 る意味をもったといえよう。 る意味をもったといえよう。 との流鏑馬神事は、応安の国人一揆を制圧した一色氏が、国人、おこの流鏑馬神事は、応安の国人一揆を制圧した一色氏が、国徳の仏神事興行のノいりを山名氏の支配下にある税所に掌握されていたために、必ずしか、ウを山名氏の支配下にある税所に掌握されていたために、必ずしたが自己の支配権の及ばない税所を含めた国衙に対して、その権力をよび自己の支配権の及ばない税所を含めた国衙に対して、その権力をよび自己の支配権の及ばない税所を含めた国衙に対して、その権力をよび自己の支配権の及ばない税所を含めた国衙に対して、その権力をよび自己の支配権の及ばない税所を含めた国衙に対して、その権力をはが自己の支配権の及ばない税所を含めた国衙に対して、その権力をはが自己の支配権の及ばない税所を含めた国衙に対して、その権力をはないた。

が、この面で守護が被る影響もまた大きかったと思われる。ところで、税所の本来の機能は大田文に基づく諸役の徴集にあった

[史料G] (教護六四一)

状如件、	五日以前可被進済、若過日限者、任御事書之旨、可入□譴使之由	□任至徳四年八月廿二日御教書并同十月□□御施行之旨、今月廿	合 太良保田数廿五丁八反四十歩者 反	□茂造替并公家進等要脚[]
	之由	月廿		

嘉慶元年十月十五日

— (花押)

次のような留守所下文が出された。いない。ところが、同じ段銭が翌年、もしくは翌々年に課された時は、いない。ところが、同じ段銭が翌年、もしくは翌々年に課された時は、下)のものと考えられるから、守護一色氏の手で出されたことは間違この段銭配符の花押は、小守護代武田重信(奥)と在国奉行浄玖(日

[史料H](ネー二四〇)

右任御教書之旨、今月廿日以前[〕若於難並太良保□□丁二反百九十歩 反別又四□十文(早賀茂社造営并 若狭國段銭事(『守所下(『三勧進料)

如件

] —— (花押

別個の自立した権力体として機能していたといえる。別個の自立した権力体として機能していたとは民俗の強著になるものであって、その発給は目代以下国衙留守がおわち守護からの配符と国衙からの留守所下文が、一年余りを隔ているのに対して、この留守所下文が、一年余りを隔ているのに対して、この留守所下文が、一年余りを隔ているのに対して、この留守所下文が、一年余りを隔ての出されている事実は、当時の若狭にまったく異なる二つの配銭徴集がステムが併存していたことを意味するものに他ならない。山名氏がシステムが併存していたとと意味するものに対して、この配符、当時の着がは、大田文における太良保の総田数を対象とし先の一色氏による配符は、大田文における太良保の総田数を対象とし

応安二年(一三六九)、国衙目代が別名岡安名の正税を、

同名地頭

められていく中で、守護の優位性が高められていったものと思われる。 光に命じているように、国衙に対する守護の統制権が幕府によって認 えられているのは、国衙がまだ自律的な権力体であったことを物語っ ている。ただ、同時にこの時幕府は目代の「違乱」停止を守護一色範 職を持つ天龍寺を無視して直接徴収しようとしたとして天龍寺から訴 国衙機構を完全に吸収することは不可能であった。 しかし、税所に対する支配権が山名氏の手中にある限り、若狭守護が

二、守護の国衙掌握

一色氏による国衙掌握

此在所ノ事ハ分国ノ内ノ大庄ナル間、殊ニ畏由ヲ申」したという。そ 名を拝領したのである。詮範はこの時「凡守護ノ事ハ先代ノ職タリ、 して宿願の税所今富名を獲得した一色氏であるが、国衙が彼の若狭支配 の真偽は別にして、詮範の心中を正確に伝えるものといえよう。こう げ、明徳三年(一三九二)満範が丹後守護職を、詮範が若狭税所今富 すなわち、この乱で一色詮範・満範父子は山名氏清を討ち取る功をあ 所今富名領有は、明徳の乱によって一応取り除かれることになった。 機構に一画を占めて機能し始めるまでには、今少しの時間を要した。 守護一色氏の若狭支配にとって大きな障壁となっていた山名氏の税

[史料Ⅰ](ァーーー一) たらのしやう

御要脚 若狭國反銭事

右今月廿日以前可有其沙汰、若在無沙汰之在所者、責譴之使可遂 太良莊《田数十七丁二反百九十歩》 百文》 宛定

入部之状如件、

應永五年六月十三日

(花押)

代と在国奉行の二人が段銭徴集にあたる体制は、実は税所が山名氏の 右の二つの花押は、日下のが小守護代武田長盛、奥のが在国奉行浄玖 せるには至っていないことの反映とみなさざるを得ない。 存在は、一色氏がまだ国衙留守所を自己の段銭徴集機関として機能さ 使用するようになることを前提とすれば、史料Iのごとき段銭配符の れないが、一色氏はこのあと、段銭賦課に際しては必ず留守所下文を たことになる。そのこと自体はことさら問題視する必要はないかも知 の支配権を得てからも、前代からの方式を変えることなく踏襲してい 支配下にあった時から見られたのであって(史料G)、一色氏は税所 の「段銭諸役」免除を確認していることからも知られる。この小守護 たことは、応永十二年(一四〇五)、この二人の連署で明通寺に寺田 のものと推察される。この二人が段銭などの諸役徴集にかかわってい

見の限り、応永十四年である。 符に留守所下文が使えず、旧来の方式をとっていたものと思われる。 権力のもとに完全には包摂されていなかったが故に、一色氏は段銭配 るべきではなかろうか。このように国衙がまだ自立性を保持し、守護 きは、守護方の策動というよりも、国衙留守所自身の自律的行動とみ 対して、この度は後亀山上皇に訴えている。したがってこの国衙の動 のと同じように見えるが、その時は東寺は守護石橋に訴えていたのに 時の今富名代官敷地ら守護勢力が税所を通じて太良荘に国役を課した 宣を得ている。この国衙の動きは、あたかも貞治元年(一三六二)、 は若狭国務を管掌していたと思われる後亀山上皇に訴えて、安堵の院 応永四年、若狭国衙が太良荘を国衙領に落とそうとしたため、東寺 一色氏が段銭配符として留守所下文を出すようになる初見例は、管

太良庄田銭配苻案文_ (ツー九七)

留守所下

太良保 廿五丁八反四十歩

日於難渋在所者、以譴責使可有催促之状如件、右一反別五十文宛事、任田数今月七日以前可有其沙汰、若過五ケ

應永十四年二月三日

——在判

では、水享十二年(一四四○)以降の武田氏の代を通じて段銭に関連している。このように税所は一色氏、武田氏の代を通じて段銭代の例であるが、「抑今度之段銭御事、(中略)さい所より大使を被代の例であるが、「抑今度之段銭御事、(中略)さい所より大使を被代の例であるが、「抑今度之段銭御事、(中略)さい所より大使を被代の例であるが、「抑今度之段銭御事、(中略)さい所より大使を被の徴集使としてしばしば文書に見える「大使」は、税所に属していた。。 「認り、日本の代を通じて段銭の配符と思われるように、守護段銭の配符と思われるように、の銭集使としてしばしば文書に見える「大使」は、税所に属していた。 「記り、日本の代を通じて段銭の銭集機関として領国支配の重要な一翼を担ったのである。

戦国期の税所

2

て いる。 66 ら闕所とされている。 堵、国司初任検注の系譜を引く「御勘料銭」の徴集、さらには、国祈懇。 みると、税所今富名に属する能登浦の寺社別当・袮宜職補任や田地安 うものであった。この永井氏は別の史料では「税所代」と呼ばれてお 信豊は、この跡職を「以先祖之筋目、為新給」て永井左京進に宛行っ 部氏のあと税所代になった安倍(田所)氏が、いつごろまでその地位 機関であったといわなければならない。 て形骸化した過去の残滓ではなく、領国支配の一端を担う重要な実務 ある。いずれにせよ、戦国大名武田氏のもとにおける税所は、 には大田文に何らかの修正を加えた段銭帳簿が置かれていた可能性が あるが、大田文の田数とは必ずしも一致しない。つまり、当時の税所 田数」なる用語があって、これは段銭の賦課対象となる田数のことで その役割は大きなものがあったと思われる。戦国期の若狭には かりである。特に、戦国大名武田氏の重視した段銭の徴集機関として 祷所常満保供僧職補任など、 (®) 部氏、安倍氏のそれを継承するものといえる。事実、永井氏の活動を り、右にいう彼の任務からみても、まさしくその地位は、かつての海 の記 の任務(権限)は段銭賦課に際して配符を「為一人」て入れる、とい 衛門尉国基なる者が、その知行分「苻所給田畠屋敷等」を武田元信か を保ったかは明らかでないが、永正二年(一五〇五)には、永井孫右 最後に、戦国期の税所について簡単にふれておきたい。室町期に海 その際、永井の所職は「文(符)所役」と称されており、彼 しかし、天文二十年(一五五一)になって武田 いずれも税所代としてふさわしいものば けっし 「苻所

むすび

小稿で明らかにし得たことはあまりにも乏しく、若狭国衙が守護権

を見出し得ない。また、税所が戦国大名武田氏のもとでもその機能をれはいったい何によって支えられていたのか、今のところ明確な解答 ずれも今後の宿題としたい。 体の中に位置付けた上で評価する必要があろう。これらの問題は、い 維持していたことを指摘したが、この点は、武田氏の領国支配機構全 明徳三年には税所職も守護一色氏のものとなった。それにもかかわら の山名氏の支配下に置かれたとはいうものの、応安の国人一揆によっ とって国衙の掌握がかなりの困難を伴うものであったことを示す事例 て、それまで反守護の立場を貫いてきた在庁官人も最終的に一掃され、 を提示したにすぎない。税所および税所領が南北朝後半期に守護以外 力に吸収された時期を応永十~十四年頃と推定し、畿内近国の守護に なおその後一○年間程国衙の自立性が保たれていたとすれば、そ

- (1) 峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(『歴史学研究』二八四号)、 (2)羽下徳彦「越後に於る守護領国の形成」(『史学雑誌』 六八-八、のち 杉山博「守護領国制の展開」(旧版『岩波講座日本歴史』7、一九六三年)。
- 阿部洋輔編『上杉氏の研究』吉川弘文館、一九八四年、所収)。
- (3)上村喜久子「国人層の存在形態」(『史学雑誌』七四-七)。
- (4)岸田裕之「守護赤松氏の播磨国支配の発展と国衙」(『史学研究』 一〇 四・一〇五号、のち同『大名領国の構成的展開』吉川弘文館、一九八三年、
- (5)黒川直則「守護領国制と荘園体制」(『日本史研究』 五七号、のち岸田 裕之編『中国大名の研究』吉川弘文館、一九八四年、所収)。
- (6)これらの研究史については、田沼睦「室町幕府と守護領国」 座日本史』3、東京大学出版会、一九七〇年、所収)、同「室町幕府・守

護・国人」(新版『岩波講座日本歴史』7、一九七六年)の整理による。

- (7) 岸田氏注4前揭論文。
- (8)室町期の若狭国務管掌者は後亀山院と推定され も皇室領であった可能性があるものの、確証はない。 (注50参照)、 南北朝期
- (9)「若狭国守護職次第」「若狭国税所今富名領主代々次第」(ともに 書類従』補任部、以下それぞれ「守護次第」「今富次第」と略記)。
- (11)松岡久人 「大内氏の発展とその領国支配」 (魚澄惣五郎編 『大名領国と城 中世、六六~七頁など参照。 書店、一九七〇年)三六四~三七一頁・四一六~四二二頁、『広島県史 下町』柳原書店、一九五七年)、石井進『日本中世国家史の研究』(岩波
- (11)『広島県史』中世、三二八頁。
- (12)鎌倉期の若狭を扱った主要な研究としては、石井氏注10前掲書の他に、 婚姻関係の一考察(『地方史研究』一〇七号)、同『中世荘園の様相』 制度の研究』吉川弘文館、一九九一年、所収)、網野善彦「中世における 法と国家』東京大学出版会、一九六〇年、所収、のち同『鎌倉幕府御家人 田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察」(石母田正・佐藤進一編『中世の 代学院大学紀要』一巻、のち同『中世封建制成立史論』 東京大学出版会: (塙書房、一九六六年)、河音能平「若狭国鎮守一二宮縁起の成立」(『八 一九七一年、所収)などがある。
- (1)南北朝・室町期の若狭の守護支配を論じたものとしては、網野氏注12前 狭太良荘と守護支配」(『福井県史研究』四号)、外岡慎一郎「一四~一 史研究』二号)、小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館) 法学』四五号)、奥富敬之「若狭国守護領国制成立過程の一考察」(『民衆 の構造』創元社、一九五五年)、井ヶ田良治「庄園制の崩壊過程」(『同志社 掲書の他、黒田俊雄・井ケ田良治「若狭国太良庄」(柴田実編『庄園村落 一九八○年)一五二~九頁・四三五~六頁など、松浦義則「南北朝期の若

握を特に問題としているわけではない。方氏の動向」(同、一〇巻)など若干の拙論があるが、いずれも国衙の掌について」(『兵庫教育大学研究紀要』九巻)、『室町期の若狭守護代三紀要〉五号)などがあり、私にも「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏紅世紀における若狭国の守護と国人」(『敦賀論叢』〈敦賀女子短期大学五世紀における若狭国の守護と国人」(『敦賀論叢』〈敦賀女子短期大学

- (14) 東寺百合文書ュ函一二号、文永二年十一月日若狭国惣田数帳案(以下「大田文」と記す)。これは『福井県史』資料編2(以下『県史』2、のごとの略記)に収めるが、同書や『東寺文書』(大日本古文書 家わけ)に収めるが、同書や『東寺文書』(大日本古文書 家わけ)に収めるが、同書や『東寺文書』(大日本古文書 家わけ)に収いるが、同書や『東寺文書』(日本古文書 家わけ)に収り、東寺百合文書ュ函一二号、文永二年十一月日若狭国惣田数帳案(以下「大
- (16)拙稿「南北朝期の若狭守護領―鎌倉末期得宗領からの継承をめぐって―」
- の二つの所領が守護領のすべてとみるのが自然であろう(前注拙稿)。らず、しかも「開発はかり」「西津多鳥ハ」という助詞の使い方から、こ門三郎給之」とする。これは守護代職が村山と蔵谷の二人に分割されたことを示すが、ここには開発保と西津荘(多鳥浦を含む)しかあげられておきを示すが、ここには開発保と西津荘(多鳥浦を含む)しかあげられておきを示すが、ここには開発保と西津荘(多鳥浦を含む)しかあげられておきを示すが、ここには開発保と西津荘(多鳥浦を含む)しかあげられておきでいて「開発はかり」「西津多鳥浦八蔵谷左衛護代について「開発はかり」「西津多鳥浦八蔵谷左衛護代について「開発はかり」「西津多鳥浦八蔵谷左衛護代について「開発はかり」「西津を開発している。

月日若狭国源平両家祗候輩交名案(ホー四~五)など参照。については田中氏注12前掲論文、網野氏注12前掲論文、および建久七年六所代が登場するのである。なお、古津・岡安・木津・池田・倉見らの諸氏い青柳氏となり(のち青柳は「国代官」を置いている)、この時、再び税官」が守護代工藤果禅の兼務になると「又代官」は国御家人とは思われな官」が守護代工藤果禅の兼務になると「又代官」は国御家人とは思われな

- ころからこのように推定したが、これ以外に根拠はない。(19)元弘三年からの「税所」多田知直(後掲表1)と「知」字を共有すると
- (20) 網野氏注12前掲論文。
-)『県史』2、本郷文書一六号。
- (23)『新編一宮市史』資料編六、醍醐寺文書四一九~四二四号。
- 究』中世編、吉川弘文館、一九六七年)。(25)百瀬今朝雄「段銭考」(寶月圭吾先生還曆記念会編『日本社会経済史研(25)百瀬今朝雄「段銭考」(寶月圭吾先生還曆記念会編『日本社会経済史研(24)太良荘・矢野荘例名の役夫工米を免除した、延文四年十一月二日後光厳
- る段銭制度の確立」(『日本史研究』一六七号)参照。(『歴史学研究』四○四・四○五号)。なお、小林保夫「室町幕府におけ(26) 康暦説は百瀬氏前注論文、貞治説は市原陽子「室町時代の段銭について」

- (27)貞治元年十二月日太良荘領家方年貢算用状(は−一○七)に、下行分と して「ヲハマテ□分國衙事」の注記をもつ「讃岐法橋」(実増)への支出 家方百姓等申状(し-三六)にも「當庄可落國衙之由在之時」とある。 (他に「國衙沙汰料足分」一貫文もある)が見え、翌年三月日太良荘領
- (28)実増については、網野氏注12前掲書、二六二~三頁参照。

「羽賀寺年中行事」(『県史』9、羽賀寺文書二七号)。

- (30)田中氏注12前揭論文、網野氏注12前揭論文。
- (3)若狭の国人一揆については、網野氏注12前掲書、二三四~八・二六七~ 二七〇頁、松浦氏注13前掲論文、外岡氏注13前掲論文など参照。
- (32)鎌倉期の木崎氏については、田中氏注12前掲論文参照。
- 『教王護国寺文書』三八五号(以下「教護三八五」のごとく略記)。
- ものの無視されたため、南朝方に転じたという『太平記』(巻三二)の所 領した「若狭国斎所今積(税所今富)」の還付方を佐々木道誉に嘆願した の擾乱で当初父から離れて尊氏方に属した山名師氏(時義)が、かつて拝 示されている(注13前掲書、四三五頁)。従うべきであろう。なお、 観応 職をも要求したであろう山名氏と妥協して今富名を割譲した、との卓見を について、当時幕政を主導していた斯波高経が、佐々木道誉ら反斯波勢力 ら五か国守護職を認められても自身は在国したままで、半年経ってようや 伝は、山名氏の若狭税所今富名に対する執着ぶりをよく伝えている。 に対抗し得る与党として山名氏を利用するため、五か国の他に若狭の守護 く子息らを上洛させたのである。小川信氏は、山名時氏の税所今富名拝領 山名氏の幕府方帰降は、実質的には対等和睦というべきもので(佐藤進 『南北朝の動乱』中央公論社、一九六五年、三四九頁)、山名は幕府か
- (35)『県史』9、塚本弘家文書一・二号。
- (36)網野氏注12前揭論文、河音氏注12前揭論文。
- 『大日本史料』第六編之十九(以下『史料』六-一九、のごとく略記)、

南北朝室町期の若狭守護と国衙

- ここに見える八か所の給地の中に「国分寺」の名が見える 五五六頁、文和三年九月日若狭国税所今富名内給地注文(紀氏系図裏文書)。
- (38)貞和五年二月二十二日左衛門尉某・僧某連署奉下知状(『県史』9、神 尉・加藤大夫房)の意を奉じて下達したものとみられる。 法眼で(今富次第)、今富名領主山名時氏(もしくは代官大里次郎左衛門 であるが、発給者の二人は当時の今富名奉行波多津左衛門尉・なりた大進 宮寺文書七号)は、出雲房経賢を国分寺供僧職(常善名)に補任したもの
- (39)注13前掲拙稿「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」 七八~ 二号)、⑥永和四年七月十一日太良荘代官禅朝起請文(教護五五五)、⑦ 部分の理解は訂正の必要はなく、特に③は、この神事役の徴集が守護代の のとみなしたりする初歩的誤りを犯している。しかし、事実経過の基本的 同年十二月二十四日太良荘代官有円・公文弁祐連署起請文(ハーハー)、 氏奉行某(小守護代武田重信カ)書状(『県史』2、大谷雅彦氏所蔵文書 ④同年六月日東寺雑掌頼勝申状案(ツー七〇)、⑤同年八月三日守護一色 主導のもとになされたとする拙稿の主張を裏付けている。 の七点であるが、拙稿では②③⑥を看過したり、流鏑馬を上下宮のみのも 永和三年「太良荘地頭方評定引付」六月二十日・同二十五日条(ター二九)、 泰書状(ツー六九)、②同十五日太良荘公文弁祐申状(し-二三〇)、③ 七九頁。なお、この一件の関係史料は、①永和三年六月十日税所代海部信
- (4)東寺が国元の守護代の買収に用意した酒肴料は五貫文だったのに対して (前注③)、海部氏への礼銭は一一貫文余に上った(前注⑥⑦)。
- (41)この花押の比定は次の根拠による。①日下花押は応永十二年八月三日浄 印章一覧」参照)。②浄玖・寿恩の二人は、応永五年の段銭配符 四五号)の浄玖の花押に酷似する(『小浜市史』社寺文書編、巻末「花押・ 玖·寿恩(小守護代武田長盛)連署諸役免許状(『県史』9、明通寺文書 料1)を連署で出している。③したがって、史料Gで浄玖と連署している (後掲史

の花押と一致する(注39⑤の草名も同じであるが花押は若干異なる)。促状や御家人役請取状を発給している者(署名は草名で「重信」と読める)とみるのが自然である。④史料Gの奥の花押は、太良荘に多数の守護夫催奥の花押の主の地位は寿恩と同じ小守護代、つまり武田重信(寿恩の父)

- (42) 史料Hの年代を『東寺百合文書目録』は嘉慶元年と推定するが、以下の(42) 史料Hの年代を『東寺百合文書目録』は嘉慶元年十一月十一日付の留守所下文(ハー一〇六)の花押は同十七年二月十七日税所代安倍忠俊名主職宛下文(ハー一〇六)の花押は同十七年二月十七日税所代安倍忠俊名主職宛下文(ハー一〇六)の花押は同十七年二月十七日税所代安倍忠俊名主職宛本参照)と一致する於所代海部信泰(今富次第)の花押(前掲表Ⅱ№2・4・6)とは異なるから、その後を嗣いだ子の泰忠のものと思われる。②したがって、史料Hの年代は嘉慶二年十二月以降でなければならず、同二年もしくは三年と考える。①留守所下文は署判者三人のうち墓慶二年十二月)か翌三年(改元のある二月以前)となる。
- 定田数一七町二反一九○歩と一致する。(名)史料Hは破損が甚だしいが、読み取れる反以下の部分は大田文における)
- て真ん中のみ(これが税所代のものであることについては注থ①参照)。のもの(エー三九)に目代と日下の二つの花押があるのを除き、他はすべとするのみ)、最奥のみ「目代」の肩書を付す。花押は建武元年十月日付下文が伝存するが、例外なく三名連署で(但しすべて署名はなく「――」(4)南北朝・室町期の若狭には合わせて二四点(うち六点は案文)の留守所(4)
- (45) 『県史』 2、天龍寺文書一一号。
- (46)「明徳記」(『群書類従』合戦部)。
- 「花押・印章一覧」参照)などによって確認できる。浄玖のは、前掲史料9、栗駒清左衛門家文書|一号、花押は『小浜市史』諸家文書編二、巻末(红)武田長盛の花押は次注文書の他、応永四年六月十八日長盛書状(『県史』

- 書四五号)。(8)応永十二年八月三日浄玖・寿恩連署諸役免許状(『県史』9、明通寺文(8)応永十二年八月三日浄玖・寿恩連署諸役免許状(『県史』9、明通寺文
- 部採用したことを示すかとも思われるが、詳細はよくわからない。H)のそれ(定田数)を載せている。これは国衙留守所系のシステムを一(約) ただ、史料GとIでは賦課対象田積が異なり、Iでは留守所下文(史料

とあるところから、守護段銭ではないかと推察される。太良荘百姓等申状(ハー九七)に「去年自守護方段銭両度被召懸下と申」かは疑問で、応永五年の「御要脚若狭国段銭」(史料I)は、翌年二月日段銭を守護段銭と判断した。ただし、守護段銭がこの時に始まったかどう

- 朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」でふれたことがある)。 はない(小笠原・石河両氏の確執の可能性については注13前掲拙稿「南北小笠原・石河の確執が国衙内の対立をもたらす、といった憶測も不可能で外と目される石河長貞(在京奉行)に替わっているところから(今富次第)、(3) たとえば、この四年前に今富名代官が小笠原長房(守護代)から丹後出
- た「山縣殿」の名が見えるからである。の代のものと判断するのは、文中に、武田氏のもとで太良荘半済給主となっの代のものと判断するのは、文中に、武田氏のもとで太良荘半済給主となっ(53) 年欠三月日太良荘本所方百姓等申状(ツー一九七)。この文書を武田氏
- (好) 太良荘の史料をみる限り、一色氏、武田氏の守護段銭が守護役の中核をなしたとは考えにくい。確かに、応永十八年頃のものと思われる文書(ツーニ八七)に「こうれい段銭」などという文言も見えるのであるが、室町期の段銭配符(留守所下文)のほとんどは幕府段銭のそれであるし(守護段銭は最大にみて史料I・Jのみ)、武田氏の代に確認される守護段銭は管見の限り四例にすぎない(ほー六四、ター一三〇・一七二・一七四)。ただ武田氏でいえば、段銭よりも重視していたと思われる、年貢高を基準とする守護要銭(この役の性格はハー二九八、ツー三〇八によく示される)。たと思われるから、税所が守護権力の守護役徴集機関として重要な役割をまる。
- (55) 永正二年二月十六日武田元信知行宛行状写(『県史』2、白井家文書四号)。
- 三号)。(56)天文二十年八月八日武田信豊所職宛行状(『県史』9、長井健一家文書(56)天文二十年八月八日武田信豊所職宛行状(『県史』9、長井健一家文書

- (訂)「羽賀寺年中行事」(『県史』9、羽賀寺文書二七号)正月七日・十二 「田へのは、「小浜又代官」の謂かとも思われる。 これ以上は本稿の範囲を越えるので省略に従いたいが、「小浜代官」と呼ば は今富名代官の後身で税所代の上位に位置付けられるものであるし(『県 史』9、妙楽寺文書九・一○号)、戦国期の小浜代官は粟屋元隆(『実隆 文記』大永三年八月六日条など)、ついで山県氏(『天文日記』天文七年 公記』大永三年八月六日条など)、ついで山県氏(『天文日記』天文七年 中二月九日条など)らが在職していたから、永井氏が「小浜代官」とも呼ばれてい 「明代官」とも呼ばれているのは、「小浜又代官」の謂かとも思われる。
- 書八号)、永禄七年五月二日永井任家補任状(同文書一○号)。(58)永正十二年十一月九日永井清家補任状(『県史』8、渡辺市左衛門家文
- (5)年欠九月十七日永井忠家書状(『県史』9、神宮寺文書五○号)。
- 書六号)。(60)天文十四年十月二十四日永井忠家代僧職宛行状(『県史』9、谷田寺文(60)天文十四年十月二十四日永井忠家代僧職宛行状(『県史』9、谷田寺文
- 甚兵衛家文書一七号)。(6)武田氏は、二月と八月の両段銭を恒常役としていた(『県史』9、高鳥
- (62) 耳西郷堂社等田数帳(『県史』8、宇波西神社文書八・九号)によると、(62) 耳西郷・日向浦の総田数(戦国期の耳西郷は日向浦を含む)は八八町「此段銭分」六九貫九一三文の納入先を記している。一方、大田文によれ「此段銭分」六九貫九一三文の納入先を記している。一方、大田文によれ「此段銭分」六九貫九一三文の納入先を記している。一方、大田文によれ、「本所・半済方」などの田数、合計六五町九反二四〇歩を書き上げたあと、「本所・半済方」などの田が、「東京の一致になった」といった。「はいると、「おいった」
- 憶測の域を出るものではない。にしばらく抑制力として働いた、との想定も不可能ではないが、まったく院の管掌下に入ったらしいことが(注50)、一色氏による国衙機構の接収(36)税所今富名が一色氏に宛行われたのと同じ明徳三年、若狭国務が後亀山

(平成三年九月三十日受理)

Shugo (守護) and Kokuga (国衙) in Wakasa Country in the Period of Northern and Southern Dynasties

Shoichi KAWAMURA

For Shugo in the Period of Northern and Southern Dynasties and the Period of Muromachi, it is inevitably important to place Kokuga under his control in order to reign his country. Since it was general in the eastern part of Japan that Shugo had his control over Kokuga from the beginning, management of Kokuga progressed smoothly. In contrast in the western part of Japan, it was not easy for Shugo to have control over Kokuga because influential nobles and religious organizations had dominated Kokuga there.

In Wakasa Country, since the Period of Kamakura Shugo had exercised dominion over Saisho (税所) which was the most important organ of Kokuga. The domination was inherited in the Period of Northern and Southern Dynasties. But in the beginning of the Period, Shugo in Wakasa Country remained in the position for a very short while and thus his control over Kokuga did not proceed well and Kokuga had his independence. The tendency became still stronger after dominion over Saisho was given to Mr. Yamana in 1364 who was not Shugo. Although dominion over Saisho was given back to Shugo 1392, it was around 1403 that Shugo regained perfect control over Kokuga.